

公益財団法人岡田茂吉美術文化財団 公的研究費補助金に係る不正防止計画

公益財団法人岡田茂吉美術文化財団における公的研究費の適正な運営・管理を確保し、不正使用を未然に防止する為、以下の通り不正防止計画を策定し、その内容について確実に実施する。

項目	不正発生要因	不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化		
責任と権限の体系の明確化	人事異動等による責任者の交代により、後任者の責任範囲・権限の認識が不十分になる。	・責任者の交代時、十分な引き継ぎを行い、担当部署からも説明を行う。 ・「公的研究費補助金に係る事務取扱規定」に責任体制を明記し、機関内外に周知する。
2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		
ルールの明確化・統一化	研究者・事務担当者の使用ルールについての理解不足	年1回の科学研究費に関する内部説明会実施時等を利用し、構成員間で、問題点、疑問点を確認しあう。
コンプライアンスの徹底	コンプライアンスに対する意識が低い。	・構成員の意識向上を目的とした勉強会を年1回実施する。 ・全研究者及び事務担当者に誓約書の提出を義務づける。
告発窓口の設置	通報者が保護されることが周知されていない。	総務部管理課に設置されている窓口の存在と、通報者が保護される規程を積極的に周知する。
3. 研究費の適正な運営・管理活動		
予算の執行状況の把握	予算の執行が不適切で、年度末に集中する。	予算執行状況を把握するとともに、事業計画との大幅な乖離がないか確認し、必要に応じて繰越や返還等も含めて是正指導する。
取引業者との癒着	取引業者と必要以上に密接な関係となることにより、預け金等の不正に発展する。	・不正な取引関与した業者への取引停止等の処分方針を伝え、注意喚起を行う。 ・1回の取引額が10万円以上の取引業者へは、不正に関与しない旨の誓約書を提出させる。
発注・検収体制	研究者による発注・検収	・研究者による直接発注を禁止し、財団の稟議規定に従い、許可を得たもののみ、事務担当者が発注する。 ・検収は、管理課長、経理担当者、事務担当者の三者立ちあいのもとで行う。
	換金性の高い物品の不適切な管理	公的研究費で購入したことがわかるラベルを貼って管理する。
賃金・謝金の執行	実態と異なる内容で不正に支出しようとする。	事務取扱規定第12条に準拠して支出し、事務担当者が不定期に勤務場所に赴くなど、事実確認を確実に実施する。
旅費の執行	出張日程の事実確認が不十分になる	・出張には、事前に出張日程、用務内容を明記した出張簿を提出し、所属長の許可を得る。 ・航空機利用の場合、半券の提出を義務付ける。